

質問事項の回答は、4月10日までに吉野郡聴覚障害者協会事務局あて、
FAX 0746 32 1471までお願いいたします。

1、 手話言語条例の制定について

ろうあ者が家庭や学校、地域社会などあらゆる場面で手話を自由に使える環境を作るためにも、鳥取県のように、「手話言語条例」が必要と考えています。

奈良県における「手話言語条例」を制定することについて貴殿のご見解をお聞かせください

解答欄 「手話言語法制定」についての意見書はわたしの議案において昨年6月に可決し、国に提出していましたが、法の制定と手話の条例制定が違ふわけがわからず結構なことだと思います。

下2にも解答させていた個人の経験から、日頃から言語以外のコミュニケーションを健常者(いふれ高を聴覚者になる)もある程度習得しておくことは必要なことだと思います。

2、 高齢聴覚障害者の支援

現在、高齢者支援のために介護保険法等が施行され、それに基づく介護保険事業が展開されていますが、どれも聴覚障害者には利用しにくいものがあります。老人ホーム等に入所された高齢聴覚障害者もほとんどが健聴者との共同生活になじめず、心細い余生を過ごしている状況が報告されています。

高齢聴覚障害者という、高齢者全体でみると少数派ですが、聴覚障害者も介護保険料の支払いをしているので、聴覚障害者のニーズにあった介護保険サービスを受ける権利を有していると考えます。このことについて、貴殿のご見解をお聞かせください。

解答欄

同居している父親(83)が昨年、突然難聴になってしまいました。

それを比較的天氣で活発な父が人とコミュニケーションが取りなくなることを家族とは話をしなくなるし、家からもあまり出ようとしなくなるなど、意気消沈してゆくのがよくわかりました。コミュニケーションの手段をなくしてしまうのは大変なことだと思います。

幸い今は少し聴力が回復しているようですが、あの時の状態であれば家族として何をしたらいいだろう? ^{介護サービス} と思ひます。高齢者という聴力を失う人が身近にいる者として、介護に限らず、どういうケアの仕方があろうか? ということも教えてもらえる機会があればと切実に思ひます。